

する観光事業審議会に関し、その所掌事務、組織、構成などを規定している。

(2) 国土・都市建設関係法規

本項に関する観光法規としては京都、奈良、熱海、別府等十数の観光・温泉・文化都市の建設法がある。これらの建設法はいずれも ① 国および地方公共団体の関係諸機関は、当該都市建設事業のもつ重要性に鑑み、その事業の促進と完成とにできるかぎりの援助を与えるべきこと ② 国は当該都市建設事業の用に供するために必要があると認める場合は、その事業の執行に要する費用を負担する公共団体に対し、国有普通財産を無償譲渡することができることの2つの援助および助成条項を含んでいる。

このほか本項に関係ある法規として、屋外広告物法（美観風致を維持するとともに、公衆に対する危害を防止するために屋外広告物の表示の場所および方法ならびに屋外広告物を掲出する物件の設置および維持について必要な規制の基準を定めることを目的とした法律）、都市計画法（① 都市計画区域内において風致または風紀維持のためとくに地区を指定し、その地区内における風致維持に影響をおよぼすおそれのある行為または持込を制限する ② 都市計画として国家の認定を受けた公園、緑地または広場の境域内に建築物を新增改築するときは許可を受けしめる ③ 道路、広場、港湾、公園、緑地、鉄道、軌道、運河等その施設に関する都市計画事業で、国家の認可を受けたものに必要な土地は、これを収用または使用することができる。この場合その土地の境域内に工作物を新增改築する等のときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。以上のような観光事業に関係の深い条項がある）、特別都市計画法（特別都市すなわち戦災都市計画に関し都市計画法の特例を定めたものであり、観光事業上注目すべき規定として、緑地地域の指定がある。この地域内における建築物の新增築は原則として禁止されている）、国土総合開業法（本法にもとづき国または地方公共団体が施設する総合的かつ基本的計画中には「観光に関する資源の保護、施設の規模および配置に関する事項」が含まれている）等がある。

(3) 交通運輸施設関係法規

本項に関する観光関係法規としては道路法（新たに2級国道中に「国際観光上重要な地と1級国道とを連絡する道路」が加えられ、また都道府県道中に ① 市または人口5千以上の町とこれらと密接な関係にある主要な観光地とを連絡する道路 ② 主要港とこれと密接な関係にある主要な観光地とを連絡する道路 ③ 主要停車場とこれと密接な関係にある主要な観光地とを連絡する道路 ④ 主要な観光地とこれと密接な関係にある1級・2級または前各号の1に掲げる都道府県道とを連絡する道路が加えられた）、道路整備の財源等に関する臨時措置法（昭和29年度から以後5年間にかけ、揮発油税収入に相当する金額を全国のおもな産業および観光道路の整備費に充当することを目的とする）、道路整備特別措置法（有料道路の新設・改築を認めた法律であり、これにより利用度が高く、しかも従来予算の関係等でその整備が不十分であった観光道路等の整備が大いに促進されることとなる）、道路標識令（道路標識の整備が促進され、道路の保全、交通の安全および円滑度が向上しつつある）等がある。

(4) 観光施設関係法規

本項に関する法規の中核をなすのは国際観光ホテル整備法である。本法は昭和24・12わが国におけるホテル、その他の外客宿泊施設の充実・改善をねらいとして制定された助成法であり、

その内容は所定の施設基準に合致し、かつ人の欠格条項に該当しない外客向のホテルおよび旅館を登録し、これに対し種々の助成を与え、わが国の外客宿泊施設を国際的水準にまで高めるとともに、その宿泊料も国際的水準にまで引き下げることを目的としている。

(5) 観光資源関係法規

ア 国立公園法 本法は昭和6・4制定をみたものであり、規定中には本法制定の目的は明記されていないが、国民の保健・休養および教化ならびに外客誘致の促進を図るため、わが国のすぐれた風景を保護し、利用することを目的としている。国立公園は厚生大臣がこれを指定し、またその保護または利用に関する規制および施設の計画を立てならびに右の計画にもとづいて執行すべき事業を決定する。厚生大臣は国立公園の風致の維持のため国立公園計画にもとづき、その区域内に特別地域を指定することができ、この地域内において工作物の新增改築、鉱物の試掘・採掘、木材の伐採、広告物・看板等の設置等を行おうとするときは原則として厚生大臣の許可を受けなければならない。さらにこの特別地域内においてとくに景観維持のため必要があるときは、国立公園計画にもとづいて特別保護地区を指定することができ、この地区内では特別地域内において行う場合許可を要する行為のほか、開こん、植栽、物件の堆積、家畜の放牧、焚火または火入等をすると同じく原則として厚生大臣の許可を要する。

また厚生大臣は風景地の保護または利用のため必要と認めたときは国定公園の指定ができ、この区域内には国立公園におけると同じく特別地域を指定することができる。

イ 温泉法 本法は温泉の保護およびその利用の適正化を図ることを目的として制定されたものである。

ウ 文化財保護法 有形・無形の文化財および史跡名勝天然記念物の保存・活用を目的としたものであり、観光事業の上からも重要な法律といえる。

(6) あつ旋接遇関係法規

ア 旅行あつ旋業法 昭和27・10施行された旅行あつ旋業者の取締り法であり、その内容は ① 旅行あつ旋業を登録制とする。ただし日本国有鉄道に対しては本法の適用を除外するほか、運輸事業者が自己の経営する運送機関による運送に付随して日本人だけを対象として、旅行あつ旋業を営む場合は登録を要しないこととした ② 登録を受けた業者は、営業の開始に先立ち営業保証金を供託しなければならない ③ 旅客をはじめホテル・旅館業者、運輸事業者等が旅行あつ旋に関して損害を受けたときは、営業保証金によって最優先的に補償する ④ 旅行あつ旋の最高料金または料率および運輸事業者・ホテル・旅館業者等から収受する割戻または手数料の料率をあらかじめ届けさせ、その届出の限度をこえてこれを収受することを禁ずるとともに、その届出料金または料率が適正を欠くと認められるときは、その変更を命ずることができる ⑤ 登録の取消 ⑥ 職権の一部を運輸大臣から陸海運局長および都道府県知事に委任している等である。

イ 通訳案内業法 昭和24・6制定されたガイドの取締り法であって、本法の規定によるガイドとなるためには運輸大臣の行う試験に合格した上、都道府県知事の免許を受けなければならない。

(7) 統計関係法規

観光関係の統計法規としては、昭和26・2運輸省令で制定された国際観光統計調査規則がある。本規則は外人観光客の本邦内における観光施設の利用状況および消費額を調査し、国際観